

民生委員制度創設90周年記念事業 全国一斉活動

民生委員・児童委員発 災害時 一人も見逃さない運動 実践の手引

全国の単位民児協で取り組みを始めよう!

目次

運動をすすめるにあたって.....3

起点

自己点検

委員みずからの安全確保の点検.....5

ステップ1

組織点検

話し合いと学習に関するポイント.....6

ステップ2

緊急時連絡網の整備.....8

ステップ3

単位民児協ごとの取り組み

地域実践活動から学ぶポイント.....10

ステップ4

各団体・組織との連携

地域全体でのネットワーク事例からのポイント
.....14

「民生委員・児童委員発

災害時一人も見逃さない運動」

に期待すること

岡部和夫.....19

民生委員制度創設90周年記念事業

「民生委員・児童委員発

災害時一人も見逃さない運動」

実施要綱.....20

全国の民生委員・児童委員のみなさんへ 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を 成功させましょう



全国民生委員児童委員連合会
会長 大澤 義行

日頃より民生委員・児童委員としての熱心なご活躍のほど深甚なる敬意を表します。

さて、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設90周年記念事業として、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」をスローガンに、災害時の要援護者支援に備えての「全国一斉活動」を、全国の民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会にお取り組みいただくよう呼びかけたところです。

長い民生委員制度にあって、災害に備える支援をテーマに、全国一斉活動に取り組むのは今回が初めてのことです。

全国22万7千人の民生委員・児童委員が、ひとり暮らし高齢者や障害のある方などに対する日頃の訪問活動や見守りネットワークを活かし、いざという時に備えるための取り組みを、全国の法定単位民児協をあげて推進していこうということにいたしました。

災害が毎年のように各地で多発し、多くの国民が高い関心を持っている今、この運動を全国的に展開することは、大変意義深いことです。

また、この運動は、災害に関する住民支援活動を展開するということと共に、あなたのそばに民生委員・児童委員がいる、このことが地域で安心して暮らしていくための掛け橋になっているということをさらに理解していただくための取り組みでもあります。

この運動の成功のためには、一人ひとりの民生委員・児童委員の取り組みの積み重ねと、地域住民、自治会、社会福祉協議会、行政などの関係団体・組織との連携・協働が不可欠です。

全国の民生委員・児童委員、すべての単位民児協が奮って取り組まれることを期待します。ともにがんばりましょう。

➤➤ 運動をすすめるにあたって

90年のあいだに

民生委員制度が創設されて90年を迎えます。民生委員が生まれ、地域で支援を必要とする人々のために奔走を続けてきたこの90年のあいだにも、日本はいくたびも大きな自然災害を経験しました。

大正12（1923）年に起きた関東大震災は10万人以上の命を奪いました。戦後も地震だけでなく台風による水害、土砂災害、火山噴火、津波・高潮、雪害など数多くの自然災害が起きました。

阪神・淡路大震災の教訓 —減災は日頃の備えから—

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災によって6千人を超える方々が犠牲になりましたが、その半数は要援護者を中心とした高齢者でした。また、被災地には若い人たちを中心にボランティアが延べ140万人駆けつけ、その活躍は社会の変化を予感させるものでした。

阪神・淡路大震災から11年がたち、この間にも多くの自然災害が発生しましたが、その教訓は被害の軽減に役立ってきました。「災害を“ひとごと”と考えてはいけない」、そして「災害に対し、私たちは備えなければならない」（1.17ひょうご安全の日宣言）。これが阪神・淡路大震災から得た教訓です。

災害に備えるために —地域の助け合い—

災害に備えるために私たちは何をしたらいいのでしょうか。

阪神・淡路大震災の際、神戸市長田区は一番大きな被害を受けた地域ですが、その中でも真野地区は住民活動が活発な地区でした。被災時に地区ぐるみでのバケツリレーで火災の拡大を食い止め、減災がなされたことは、常日頃からの近隣の人たちがお互いに助け起こそうとする取り組みが犠牲を最小限にくいとめた事例としてよくとりあげられています。

淡路島の北淡町では、日頃から見守りネットワークとしての活動が活発に取り組まれていたため、地震発生当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了したといいます。

こうした災害に関するもう一つの教訓は、常日頃の地域社会、近隣のつながりの大切さです。

民生委員・児童委員の役割 —把握と見守り—

いつ起きるかわからない災害は、ひとり暮らしの高齢者、障害のある人や世帯、子育て家庭など、自力での避難や移動が困難な人たち、あるいは地域住民との言語コミュニケーションが十分にできない在住外国人など、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる人たちにとっては非常に大きな不安です。

日頃の地域社会での助け合い関係をつくることは、地域全体の福祉コミュニティのよきリーダー、協力者としての民生委員・児童委員の大切な役割のひとつです。

被災時の安否確認活動は、不安をもつ人たちに対してどれほどの安心をもたらすか、はかりしれません。また、災害時に地域外から参集するボランティア等の「支援者」と「被災者」とをつなぐための現地の道案内役としても、民生委員・児童委員の存在が大きな支えとなっていることが、これまでのさまざまな災害実例の中で大きな功績として浮き彫りになっています。

日常の活動の積み重ねが「備え」につながる

近年の個人情報の取り扱いの難しさがある中でも、守秘義務を徹底し、日常の信頼関係を築きながら、孤立しがちな要援護者を把握し、必要な支援につなぐことは民生委員・児童委員活動の要です。

近年、全国に広がってきている災害時の要援護者情報把握の取り組みは、災害に備えるための取り組みが日常の見守り活動やネットワーク活動にも非常に有効であり、近隣のつながりの醸成に大きく役立つことを教えてくれています。また、平成18年3月28日に内閣府から示された「災害時要護者の避難支援ガイドライン」においても、市町村と民生委員との避難支援にかかわる連携の必要性や情報共有についてふれられています。

災害時一人も見逃さない全国運動へ

本運動は、民生委員・児童委員の立場から災害に備えるための運動です。本運動における災害とは地震、台風等による風水害、津波、雪害等の自然災害を想定しています。

災害時の要援護者の安否確認と安全な避難・救援のための情報把握、地域ネットワークの形成が民生委員・児童委員の行うべき中心的な課題であり、危険な状態の中で要援護者の救援を委員自らが行なうということではありません。安否確認を的確に行なうことができるようにしておくことがどれほど災害時に必要か、ということです。こうしておけば、ふだんから見守りをしている要支援者について、災害等の支援の場面でも、その時のニーズ発見や援助体制づくりの支えになります。

また、災害時の安全確保は、委員自身や家族→民児協内委員→要援護者の順序とすることを原則としています。

民生委員・児童委員活動は、一人ひとりの個別活動でもありますが、同時に全国23万人の仲間とともに全国運動を展開することにより、地域社会の身近な相談役としての民生委員・児童委員活動の理解を国民に促す契機にもなります。

およそ90年前、濟世顧問制度を創設した岡山県・笠井信一知事は「一村その人を得るならば、その村は安し」といいました。換言すれば、一人の民生委員・児童委員がいれば、その地域の人々の安心がつけられる、ということです。

本冊子は、災害に備え、地域の中で安心をつくりだすために、全国の法定単位民児協が一斉に行なう本運動について実施要綱の各「ステップ」の具体的な解説を行ったものです。それぞれの地域に根ざして、本運動に積極的に取り組んでいきましょう。

なお、本冊子の内容は、全民児連ホームページでもご覧いただけます。

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

民生委員・児童委員、民児協でご利用の限り、コピー、転載可です。定例会等における学習・研修にご活用ください。

起点

自己点検

委員みずからの安全確保の点検

災害は突然襲ってきます。大切なのは、それに備えてふだんから心構えをしておくことです。委員ご自身と家族の安全が確保できてはじめて、要援護者の支援への行動を起こすことができます。

ここでは、自分と家族を守るための点検項目をあげておきます。災害は、家族が一緒のときに起きるとは限りません。そんなときでもあわてずにすむよう、ふだんから家族で、よく話し合っておくことが大切です。

点検項目

1

最低限の家庭内備蓄(3日分)

食料・水・燃料のほかにも常備薬など。



2

非常時用持出品の用意

非常食品、携帯ラジオ、懐中電灯、応急医薬品、貴重品、日用品など。



3

我が家の安全点検

家具の転倒防止、落下物の整理点検など。



4

我が家の安全メモ

家族・知人の連絡先、家族の集合場所、避難場所、避難経路など。



これらのチェック項目は、自治体が発行する「防災のてびき」等にもよく記載されているものです。ご自分の地域のものを確認し、点検してみてください。



組織点検

話し合いと学習に関するポイント

「起点」となる自己の安全確保（自助）を確認した後、「ステップ1」として災害時における民生委員・児童委員の役割を確認し合いましょう。

最初に求められるステップは「組織点検」です。組織とは、ここでは法定単位民生委員児童委員協議会を指しています。災害時に民生委員・児童委員に期待される役割や具体的な取り組み内容について、話し合いや学習を行ってみましょう。定例会の場で、あるいは災害に備えた話し合いや学習の場を別に設定して、行いましょう。

話し合いと学習のポイントは、次の8項目です。それぞれの民児協の体制や地域の状況に応じて、優先順位をつけて話し合ってみましょう。

民児協組織 点検実施 8 か条

1 一般的な災害や防災対策について学習しましょう

地域の消防署や市町村行政の防災担当部局に来てもらい、学習したり意見交換したりする機会をもちましょう。行政が災害対策の説明を行う機会等も有効に活かし、参加してみましょう。

2 委員ご自身やご家族の安全確保に関して 委員間で情報交換してみましょう

「起点」にある委員の皆さんの安全確保の方法や工夫、あるいは不安に感じていること等を委員間で話し合い、民児協の皆さんの中でその工夫や課題となることがら等を共有し合いましょう。

3 要援護者の、災害時に発生する不安や支援ニーズなどについて 話し合ってみましょう

日ごろ見守り活動等を行っている要援護者が、災害発生時にどのような状況に置かれ、どのような支援ニーズをもつことになるかについて、話し合ってみましょう。

いざという時に発生する一人ひとりの支援ニーズの内容が委員として把握ができているかどうか、また、災害発生時における個人情報の取り扱いや共有の仕方はどうあるべきか、などについて話し合いましょう。

4 行政や社会福祉協議会などにおける災害対策等について学びましょう

「地域防災計画」は、その名称が自治体によって変わることがありますが、災害対策基本法に基づき、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画です。広域災害が発生し、災害対策本部が設置された時の行政の対応はどのように計画されているのでしょうか。防災計画の内容について確認しましょう。

また、災害時には、地域の社会福祉協議会と二人三脚で協働活動を展開していく必要があります。社会福祉協議会の災害時対応の取り組みについても理解しておきましょう。

さらに、災害の被災者には、行政による支援が制度化されているものがあります。たとえば、衣食等生活必需品の供給、住宅等の応急対策、災害見舞金、緊急資金の貸付などの生活援護の対策がこれにあたります。見舞金や資金貸付等は、社会福祉協議会や日本赤十字社なども制度をもっていますので、調べておきましょう。

5 災害時に民生委員・児童委員に求められる役割について確認しましょう

前項4をふまえ、その際に求められる民生委員・児童委員の役割について委員間で確認し合ひましょう。いざという時の要援護者の安否確認や避難・救援に関する支援など委員としての支援活動のあり方について話し合ひましょう。

大規模な災害や深夜の時間帯の災害時には、行政や社協の機能が一時的に機能しない状況に陥る可能性があります。いざというときにどのような機関・団体と連絡・連携を取り合うべきか、民児協としてのネットワークのあり方などについても確認しておきましょう。

6 災害ボランティアとの連携の必要性や方法について話し合ひましょう

大規模な災害発生時には、被災地域の内外から多くのボランティアが駆けつけることが多くあります。地域によっては、災害時に備えたボランティア・NPO団体のネットワーク組織をつくっているところもあります。

民生委員・児童委員はこれらのボランティア等とどのように連携をしていくのか、その際に求められる委員の役割は何かなど、いざという時の連絡・協働方法について社会福祉協議会のボランティアセンター等と話し合ひをしておきましょう。

7 過去の災害の被害、民生委員・児童委員の取り組みの振り返りをしましょう

過去にあなたの地域で発生した災害と、その際の自治体、社会福祉協議会、自主防災組織等の対策・対応内容がどのようなものであったのかを学ぶことも有効です。また、その際の民生委員・児童委員はどのような取り組みを行ったのか振り返って確認してみましょう。

8 災害に備えた民児協活動の計画化をしましょう

以上のような話し合ひを踏まえ、今後、民児協として災害に備えたどのような活動に取り組むべきか、また、災害に備えるという視点から委員としての日常の支援活動の内容を見直してみるなど、ステップ3～4の事例などを参考にしながら、あなたの民児協での今後の活動計画について具体的に話し合ひてください。

特に、平成18年度「民生委員・児童委員の日」活動強化週間（平成18年5月12日～18日）を活用し、その機会を利用して、地域の中で重点的に具体的な取り組みをすすめるという方法も有効です。



緊急時連絡網の整備

次のステップは、実践の第一歩です。

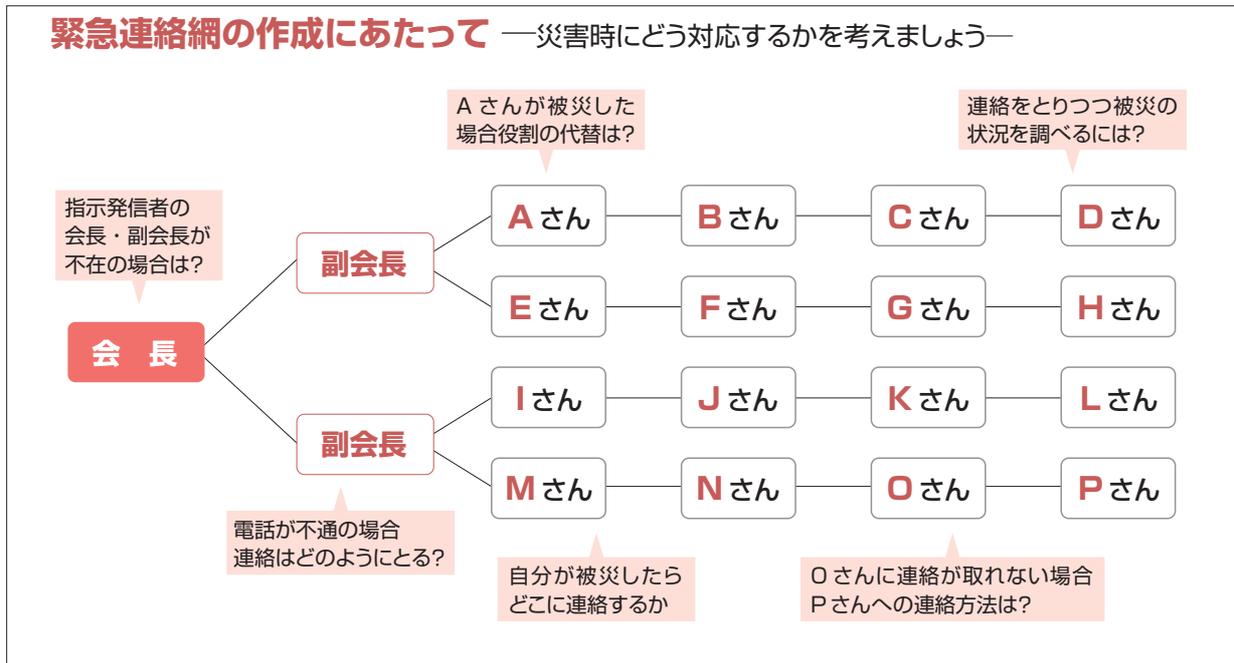
それは、民児協の各委員相互の緊急時における連絡体制を確立し、実際にその連絡を行ってみることです。

この第2ステップまでは、全国のすべての民児協で必ずお取り組みいただく必須項目です。

1 緊急連絡網の作成

ふだんから委員間で連絡網を使用して連絡を取り合っている場合でも、災害発生という緊急時の連絡という観点から、それを確認し直してみてください。災害時において有効に働くか、さらに連絡と確認の取りやすい方法や工夫はないか等を検討し、どのような時でも有効な連絡網や連絡体制を作ってください。

その中には、単位民児協会長が不在の場合や、委員間で連絡がとれない場合の他の連絡方法についても想定し、組み込んでおく必要があります。また、委員自身が被災した場合を想定して、各委員の役割を誰が補完・代替するのかについても検討しておきましょう。



2 実際にしてみる（連絡機能の点検）

前項1で確認された連絡網、あるいは新しく作成された連絡方法等を使って、実際に連絡が機能するかどうか確認をしてみましょう。これが情報伝達訓練の第一歩となります。

災害時には概して電話が殺到し、かかりにくくなります。通常の回線電話がつかない場合でも、携帯電話は有効という場合もあります。また、電話連絡以外の方法についても検討しておく必要がありますでしょう。

3 電話が繋がらない際の緊急連絡方法の検討

通常回線電話が繋がらない場合は、要援護者の安否の確認や委員間の情報伝達もできにくくなります。その場合、携帯電話を活用する、パソコンや携帯電話の電子メールを活用するなどの方法について知っておく必要があります。

この他、次のような方法を検討し、いざという時の情報伝達手段についての情報を集めておきましょう。

①災害用伝言ダイヤルなどの使用

災害用伝言ダイヤル（災害時の安否確認システム）はNTTの「171」をダイヤルして伝言を録音・再生するシステムです。

ただし、この方法は災害時だけ使用が可能で、ふだんからこの方法を試すことはできません。

②行政における対応を学ぶ

行政では、防災無線など災害時のための特別な情報伝達手段を持っています。あなたの地域の行政の手段について学習しておくことも必要でしょう。

③災害発生後の参集場所などの申し合わせを行う

大きな災害の場合、連絡手段のほとんどが機能しない場合もあります。その場合、役所、役場や社会福祉協議会の事務局をいざという時の情報の集中場所、参集場所にあらかじめ決めておくことが重要です。過去の災害では、このような場所での伝言チラシの貼り出しや配布が情報伝達においてとても有効な手段となりました。

④地域の中での交通手段を確保する

緊急時に使用できる自転車やバイク等を避難場所、自治会・町内会館等に整備しておくことも連絡手段の確保の方法のひとつです。

4 行政、社会福祉協議会、自主防災組織等との連絡

日常からの連携先である行政や社会福祉協議会、また地元の自主防災組織等との緊急連絡の訓練を行っておくことも大切です。地域の防災訓練などの折に関係機関・団体間とで相互に連絡が取り合えるか、情報伝達が可能かどうかを合同で確認し、非常時の連絡方法のルール化をしておきましょう。





単位民児協ごとの 取り組み

地域実践活動から学ぶポイント

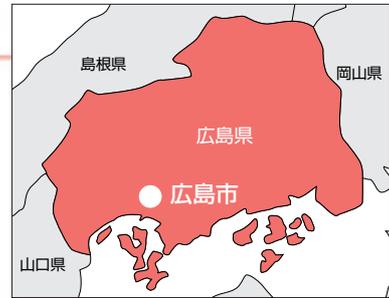
「私」から出発し、「私たち」へと広げ（ステップ1→2）、ステップ3は、いよいよ「私たち」の具体的な実行段階です。

いざという時に援助が必要な人たちを把握し、声（ニーズ）を聴きながら、信頼関係を構築していく。以下の事例を参考にいただき、身近な地域における「私たち」（民児協）の「役割」は何かを確認し合って取り組んでいきましょう。

事例 1

大水害の体験から民児協独自の 災害対策マニュアルづくり

広島市安佐南区沼田地区
民生委員児童委員協議会



平成11年6月末、西日本を中心に広い地域が水害に襲われました。広島市では6月29日に集中豪雨による土砂崩れ、土石流が山間部で発生し、31名もの犠牲者を出す大災害となりました。

また、平成12年には鳥取県西部地震、13年には芸予地震が起きたことから、以降の災害に備えるべく、市からの依頼もあり、沼田地区民児協は災害対策のマニュアルづくりを始めました。専門家を招いて研修会を開くなど、調査・学習を重ねて、「広域災害時における支援行動マニュアル」としてまとめ、平成16年から活用しています。

このマニュアルには、平時および災害時の民生委員・児童委員の対応要約が以下のようにまとめられています。

●災害時要援護者を把握して「災害時巡回表」を作成する	●災害時要援護者の確認に関する情報の提供
●災害時の支援順序（考え方）	●被災状況の調査協力
●民生委員・児童委員が被災した場合の連絡と支援	●防災訓練の参加
●災害時要援護者に対する支援内容	

民生委員・児童委員が災害時にやるべきことを明記

いざ災害が発生したときに、民生委員・児童委員として何をすればいいのかがよくわからないだけでなく、委員としての災害時支援活動に不安を抱く人もいたため、民児協として災害対策のマニュアルを決めておくことは意義の深いことでした。通常の災害ならば消防関係機関等が中心となって被災地活動を展開しますが、広域災害となるとそれらの機関だけに救助関係活動全般を期待することは難しく、民生委員・児童委員も安否確認等を通じて得た被災者情報を関係機関・団体等に的確につないでいくことが求められます。

マニュアルでは、災害支援順序は、まず自分とその家族、その次に民児協のグループ内委員、そして災害時巡回表に記入した災害時要援護者となっています。「まず自分」と明文化することによって民生委員・児童委員が安心できるということです。

沼田地区はこれまでも防災問題に熱心に取り組んできました。委員の中には、私たちが炊き出しをやる必要があると考えている人もおり、災害時に民生委員・児童委員がやるべきことについてはいろいろな考え方がありますが、マニュアル化することにより、民生委員・児童委員は災害時にこう動くことが求められているんだと、基本的な考え方を理解し、自覚できるようになりました。

災害時巡回表はシンプルに

沼田地区で作成した「災害時巡回表」は、親族と近隣の住民をそれぞれ2名ずつ書き込むほかは、住所・氏名・世帯構成等のみという、とても簡易な書式にしています。

この表に記入された人は、近隣から災害時に助けに来てくれる人ということになりますが、日頃からの声かけや見守りも頼んでやっていただくことにしたところ、後になって、このことが災害対策よりもっと意味の大きいことにつながったことに気がついたそうです。

民生委員・児童委員だけでできることは多くはありません。隣に住んでいる人が「おはよう」と毎日声をかけるのが、一人暮らし高齢者等の要援護者にとってどれだけ頼りになるかわかりません。災害マニュアルを作成していくことは、近隣で親しい間柄の人を作っていくという働きにもつながったわけです。

また、広島市の佐伯区でも、平成18年3月に災害対策マニュアルが策定されました。

別票 様式

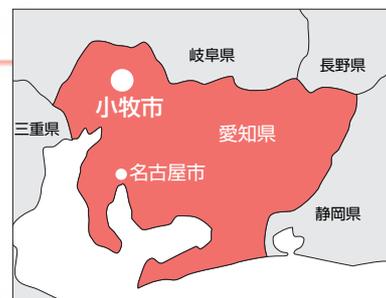
NO		災害時巡回票		本人用	グループ委員候補用	委員名
氏名		住所		性別	男 女	生年 M・T・S・H 月日 年 月 日
世帯	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの2～3人世帯	<input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 病弱者のみの世帯	特記事項			
連絡先	氏名	連絡	住所			
近隣者						
摘要						

添付住居地図の番号

事例2

ひとり暮らし高齢者への災害対策アンケートを実施

愛知県小牧市地区
民生委員児童委員協議会連絡協議会



民生委員・児童委員は災害対策で何ができるか

小牧市の地区民児協連絡協議会では、平成17年6月にひとり暮らしの高齢者を対象として災害に対するアンケート調査をしました。アンケートは、民生委員・児童委員が各担当地域のひとり暮らし高齢者764人を訪ねて回り、面接して聞き取り調査したものです。

民児協の自主的事業として、災害対策に関し、民生委員・児童委員としてできることから始めていこうということからこの調査は行なわれました。

アンケートの結果からわかったこと

●親族・隣近所について

「親族が市内にいる」と答えた人は46%、県内を含めると81%で、「親族がいない」のは予想より少なく5%でした。88%が「親族と定期的・時々」に連絡をとっていました。また、近所に「仲のいい人がいる」のは56%、「あいさつする程度」は32%という結果でした。一方、「隣近所に相談できる人がいない」という方が19%いました。

●災害時に備えて

「家具が倒れないようにしてある」のはわずか27%と、対策の必要を痛感する結果でした。「自分の避難所を知っている」は55%と半数にとどまっていました。また、災害時に避難勧告が出た場合に「従わない」2%、「わからない」8%と、少数ながら勧告を受け入れようとしないう意識の人がいることが気になる結果となりました。

●民生委員・児童委員について

担当民生委員・児童委員の「名前・連絡先を知っている」81%、「災害時に民生委員・児童委員の助けを望む」63%と、多くの人が民生委員・児童委員を信頼していることが確認できました。

●自由回答について

「避難所は知っているが遠い」、「障害があるので災害時は不安」など具体的な不安が聞き取りからうかがうことができました。

また、災害とは関係のない、生活保護、家屋老朽化、借家立ち退き問題に関する相談も聞き取りの場で行われました。さらに、民生委員・児童委員に対する日頃の声かけ・見守りなどの活動への数多くの感謝の声や、「他にも相談がしたい」「もっと訪問してほしい」という声も出てきました。

民生委員・児童委員の活動に期待されるものは何か

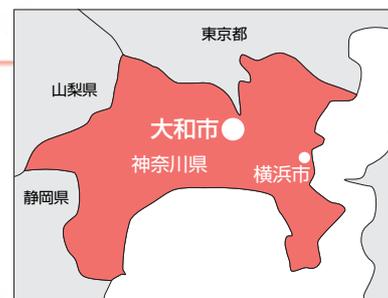
災害対策問題は、概して広報誌などに漠然と記事を書いてもなかなか読まれにくいものですが、顔見知りの民生委員・児童委員が訪ねて話をすれば、高齢者の受け取り方や反応も違うことがわかりました。

また、これらの回答からは、家具転倒防止や避難所の周知といった具体的な対策の必要性も理解されますが、それ以上に民生委員・児童委員の日常活動の大切さ、必要性や期待も浮かび上がってきました。ひとり暮らし高齢者の災害に対する備えを知りたいと始めた調査ですが、民生委員・児童委員活動の評価や指針としても参考になる結果が出たものとなりました。

事例3

マップ作りの成果は情報の共有化と高まったモチベーション

神奈川県大和市福田北地区
民生委員児童委員協議会



情報の共有化のための名簿とマップづくり

大和市福田北地区民児協では、平成10年末に高齢者部会において、災害緊急時に備えての「個別援助

対象者名簿」と「担当地域図」の作成を決め、平成11年3月からこれにとりかかりました。阪神・淡路大震災の被害をみて、民生委員・児童委員個人が把握している地域情報だけでは、広域災害時に対応しきれないのでは、という不安もあったからです。

高齢者部会が企画・立案の中心になり、障碍（しょうがい）部会も協力して、その対象者を①ひとり暮らし高齢者、②昼間ひとり暮らし高齢者、③高齢者世帯、④寝たきりの40歳以上の人、⑤障害児・者と決め、名簿と地図の作成にかかりました。

民生委員・児童委員は各担当地域の情報を自分なりに整理していましたが、様式を統一し、マップとセットにして情報を目に見える状態にすることを目的としました。名簿は、パソコンで対象別・委員別にまとめ、各担当地域図に色分けをして記入していきました。都市近郊である当該地域では集合住宅も多いため、フロアごとに色分けしてわかりやすく工夫もしました。

ファイルは地域図、名簿、防災に関する資料等と共に綴じ込み、民児協会長、副会長、高齢者部会長が三者で保管し、災害に備えています。最後に地域図を合わせて、畳一畳大の福田北地区全体の地図を作成しましたが、一連の作業はかなりの負担を要したの、委員全員の協力で有意義なものに仕上げることができました。

マップは毎年調査・更新を続けているため、年を重ねるごとに情報は蓄積され、年々充実しています。今では毎年4月から更新作業にかかり、7月上旬にはその年の新しいマップが完成しています。

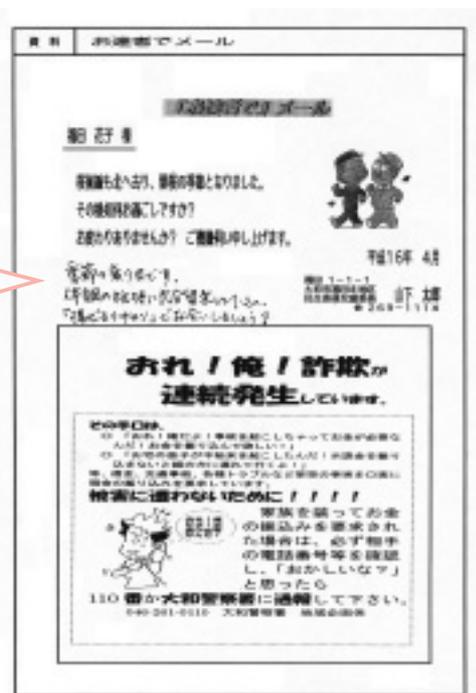
「お達者でメール」を配って対話のきっかけづくりを

平成12年からは、高齢者を中心とした要支援対象者の方に、「お達者でメール」を配っています。年4回発行の通信で、行政からのお知らせ、介護保険、悪徳商法対応の情報等を載せています。特徴は一枚ごとに宛名を明示し、一言メッセージを手書きで入れている点です。配ることで訪問のきっかけができ、災害時にその人がどういう支援ニーズをもつのかという確認も可能となりますし、民生委員・児童委員がそばにいますよというメッセージにもつながります。

これらの活動を通して、情報の共有化による個別支援活動の活性化ができたことはもちろんのこと、民生委員・児童委員としてのモチベーションの高揚と活動の達成感を得られたことも大きな成果でしょう。あわせて、プライバシーの保護と守秘義務の徹底を図る点についても民生委員・児童委員として再確認し合えた事例です。

季節の変わり目です。
体調の変化に充分留意して下さい。
「お達者でメールサロン」でお会いしましょう！

「お達者でメール」は、地域密着型の情報を一方通行ではなく、対話型で情報提供のできる、心のこもった安否確認の手段となっている





各団体・組織との連携

地域全体でのネットワーク事例からのポイント

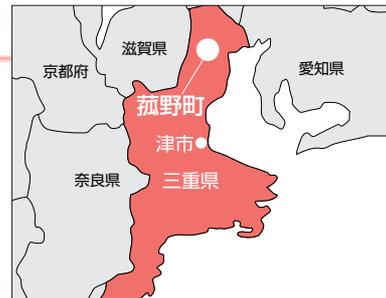
そして、「私たち」の活動から、「みんな」の活動へ。

地域においては、さまざまな機関・団体が力を合わせてはじめて、頼りになる支援が可能です。災害時の「不安」を「安心」に変えていくために、地域の実情に合わせて、日ごろから行政や関係機関・団体との話し合いをすすめ、信頼ある情報共有が可能になるような相互の支援ネットワークを構築していきましょう。

事例 1

自治会、社協と連携して進めた 地域ぐるみの防災対策

三重県菰野町
民生委員児童委員協議会



地域自治会をモデル地域として福祉防災に取り組む

平成14年、菰野町では町社会福祉協議会が中心となって福祉防災活動に取り組むことを決定、「福祉防災計画コミュニティ組織化事業」として、町内の大羽根園自治会をモデル地区に平成15年から着手しました。

最初に取り組んだのは、防災マップ作りです。一時避難場所の位置や、倒れそうなブロック塀、狭い道路に加えて、消火栓の位置とホースの届く距離が円弧で描かれています。さらに、高齢者、障害者など災害時要援護者のいる家については、個人情報となるため透明なシートに記入されており、このシートを見るだけではわかりませんが、地図の上に重ねると要援護者が町内のどこにいるかわかる仕組みになっています。

実際の地図作成は自治会が行い、民生委員・児童委員が調査を行っています。このように協働して取り組み、パソコン上では常にデータを更新し、1年ごとに新しいマップを作成しています。このマップは封筒に密封されて保管され、災害時に開封して使うことになっています。

工夫をこらした菰野町独自の取り組み

また、菰野町では町独自の福祉票を使用していますが、ここには家の中の見取り図、特に寝室を朱書して、災害時に要援護者が家のどこにいるかが容易にわかるようになっています。以前は菰野町も広域統一の福祉票を使用していましたが、地域のニーズに合ったものが求められるようになり、町独自の福祉票を作成しました。

平成16年には「大羽根園防災プロジェクト会議」が発足、自治会役員が中心となり、防災に関心のある住民、そして、婦人会、子ども育成会、老人会の役員、民生委員・児童委員などから構成され、防災マップの活用、防災訓練の実施を推進しています。メンバーには、建設作業や金属加工、アマチュア無線などの専門家が加わって、災害時の救助や連絡体制に独自の知恵を出し合っています。

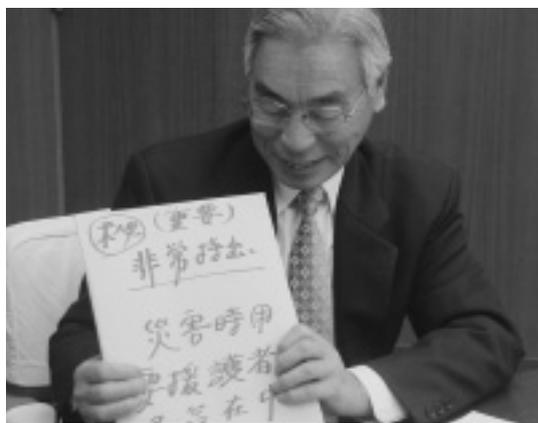
平成17年からは防災プロジェクト会議の取り組みを地域住民全体に広げて、防災訓練も一層充実したものとなっています。防災訓練当日に集合して初めて指示を出し、その場で考えて動いてもらったり、訓練終了時に参加報告を全員にしてももらったりすることで、より防災意識の高い訓練が実施できました。また、自衛隊の図上訓練の手法を用いた、災害図上訓練も行いました。

防災意識を地域で育む

このような防災訓練の中、民生委員・児童委員が明確化した役割を担っていくことで、ネットワークを形成していくことが可能となります。参加した民生委員・児童委員も、普段から地域を防災という視点から見るができるようになったことも大きな収穫といえます。

大羽根園自治会で防災の取り組みが充実してきていますが、ここに至るには地域での地道な取り組みがありました。自治体主導の各種行事やいきいきサロンに、起震車を借りてきて、参加者に地震体験をしてもらい、その場で防災グッズや防災知識の解説をしました。こうして、次第に防災意識を高めていく中で、防災マップができたのです。大切なのは、誰でも助ける立場にも助けられる立場にもなりうることを、住民のみんなが理解することでした。また、他地域の取り組みも見学しましたが、やはり地域にはその地域に合った活動が必要と痛感、そうしてこの地域独自の取り組みができあがっていったのです。

菰野町の防災への取り組みの中では、大羽根園自治会の防災への熱意が実を結びつつあり、注目されています。また、菰野町社協はこうした地域からの働きかけをうけて、防災を大きな活動課題として掲げてきました。今後は防災ボランティア講座の実施など、防災ボランティアの育成を社協の方針として、まちづくりのサポートを進めていくとのことです。

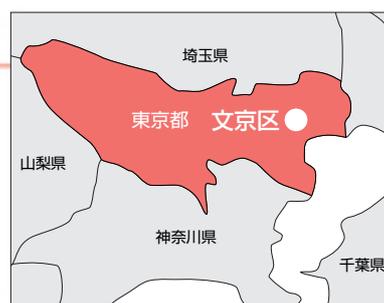


緊急時に使用する書類を確認する町民児協会長

事例2

消防署との連携による備えで 災害時の委員の役割を明確に

東京都文京区
民生委員児童委員協議会



区からの要請で災害対応マニュアルを作成

文京区民児協は、平成9年に「災害時における支援行動マニュアル」を作成しました。マニュアルでは、①平常時における災害時要援護者支援、②災害時における災害時要援護者支援、③災害時における救助・救護等の情報伝達と連絡、④在宅及び避難所における高齢者・障害者・児童等への支援、⑤復興期における災害時要援護者支援、といった5つの活動の柱が整理されました。

平常時 平常時は、防災知識等の啓発活動（自他とも）を行うほか、救助優先度の高い災害時要援護者

について「災害時要援護者調査票」を作成しています。この災害時要援護者調査票は、民生委員・児童委員として災害対策で何ができるかを考えた結果のもので、隣接する地区の委員3人で共有管理しています。

災害時 災害時には、まず委員の被災状況等の確認を行ったのちに、住民の安否確認や住民への情報伝達等、具体的な活動に移ります。区域担当委員はそれぞれの担当地区の被災住民への支援活動に、主任児童委員は教育機関での情報収集や避難所での子どもたちに関わる相談支援活動にと、役割分担が明確にされています。

消防署との連携と情報の共有

区民児協では、文京区内の本郷消防署、小石川消防署とのあいだに、区内で災害が発生した際に、消防署と民生委員・児童委員とが情報の共有を行う覚書を交わしています。

消防署からの災害時における情報提供要請に対し、区民児協は、緊急時には何よりもまず人命が優先されるべきとの観点から、これに協力することを決めました。ただし、守秘義務との関係から、「消防署は被災者の救助・支援以外の目的に情報を使用しない」、「民児協から消防署に対して必要以上の情報を提供しない」という2つの条件をつけました。

災害時の連携活動

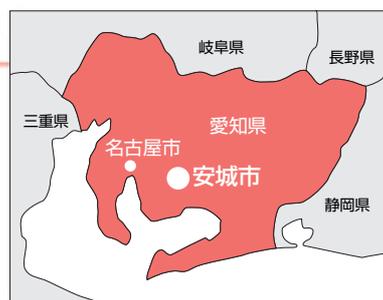
災害時には、消防署員はまず現場で近隣住民から情報収集を行い、初動救助活動を行います。その後民生委員・児童委員に連絡が入り、さらに救助の必要な住民はいないかを被災地域に限定して情報提供を求め、確認する、という手順です。その後、消防署員は救助活動と復興活動を続け、民生委員・児童委員は住民に対して救助活動情報や生活支援情報の提供、そして復興期支援活動を行います。両者の連携はそれぞれの使命と特性を活かして役割が分担されています。

災害時・被災地域に限定しての情報提供は、民生委員・児童委員の守秘義務に配慮したことはもちろんですが、救助活動は消防署等専門機関の役割であることを基本とし、民生委員・児童委員はその救助活動に協力するために支援の必要な方の情報提供を行う、という位置づけを明確にした連携例です。

事例3

災害要援護マップ作りによる ご近所の助けあい意識の再編

愛知県安城市南部地区
民生委員児童委員協議会



愛知県安城市南部民児協担当地域内にある花ノ木福祉委員会では、市の災害時要援護者支援制度に則り、近隣での見守りのネットワークを構築しました。まず市が災害時に援護を要すると思われる方をリストアップし、民生委員・児童委員に該当世帯への個別訪問を依頼しました。委員は要援護者を訪ね、同制度について説明し、理解を得たうえで、災害時要援護者としての登録を進めました。次に市は要援護者の登録の意向を集約して、当該町内会に対し、まだ支援者の決まっていない要援護者の地域支援者を選定することを依頼しました。このことを受けて、花ノ木福祉委員会では、登録者の都合のいい日時

に、民生委員・児童委員の先導で、町内会役員、ご本人となじみの深い老人クラブ役員など計4～5人程度で再訪問。マップを囲んで、日ごろの暮らしぶりや隣近所のかかわりなどをご本人や家族から伺って、いざという時に助けてくれそうな近隣の人たちの心あたりを確認していきました。そしてさらに、町内会役員がその支援者の了解を取るという方法で、近隣の協力体制を実現しています。

民生委員・児童委員の立場からすると、ふだんは行政からの書類の届けや各種訪問を行う際に玄関先だけでの対応に終わり、その人が支援を必要とする状況を十分に把握できなかつたりするものです。しかし、同地区の場合、登録者もそれが災害に備えるための調査と承知しており、しかもあらかじめ連絡を取ったうえで複数の人で訪ねているため、居間等でじっくりお話をうかがうことが可能となりました。また、その際に、家具の転倒防止策など防災面での問題点を確認したり、日ごろの生活課題について民生委員・児童委員として相談を受けたりと、新たな課題も見えてきました。この課題については、今後福祉委員会の中で、解決に向けて関係者が協力して取り組んでいく予定です。



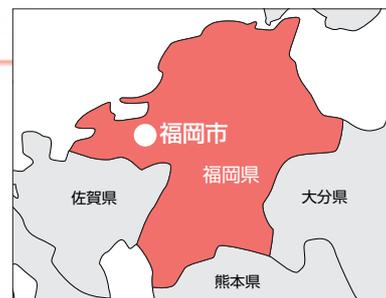
登録者宅での聴き取り



事例 4

日頃から備えていた 災害時要援護者台帳が 大きな効果を発揮

福岡市
民生委員児童委員協議会



ふだんからの台帳調査が突発的な地震で役立つ

平成17年3月20日（日）10時53分に発生した福岡県西方沖地震は、玄界島の全島避難が行なわれたほか、福岡市内中心部でも建物が損壊し、約2,800人の市民が避難生活を強いられました。

福岡市では、阪神・淡路大震災を契機として、平成8年度から「災害時要援護者台帳調査」を実施していましたが、福岡県西方沖地震では、かねてより作成していたこの台帳が、住民の安否確認、被災後

の支援に役立ちました。

「災害時要援護者台帳調査」は、市民児協が市と協働で、災害発生時においてその援護に特に留意すべき方を台帳として整備するために毎年調査を実施しているものです。

まず、民生委員・児童委員がそれぞれの担当地域のひとり暮らし高齢者、希望された障害者などの自宅を訪問して、災害時にひとりで避難できない、あるいは協力者を必要とする方の緊急連絡先などの聞き取り調査を行います。整備された台帳は民生委員・児童委員と各区の担当課で保管しますが、災害発生時には必要に応じて、各地域の組織、防災活動を行なう消防などの関係行政機関へ情報を提供します。台帳として管理されるのは、そうした利用方法などを含めて台帳への登載を希望する方の情報のみとなります。

地震発生、地震後の支援

福岡で近年にない大きな地震に、民生委員・児童委員は、発生当初まず自分の身を守れるよう動き、その後すみやかに台帳登載者の安否確認を行ないました。

また、市社協で実施しているふれあいネットワーク活動の協力員の方がたも安否確認に駆けつけ、民生委員・児童委員も心強く感じたそうです。「ひとり暮らし高齢者の方がたに声をかけて回ったら、涙を流して喜んでいただいた。民生委員・児童委員をやってよかった」という体験談もありました。

日常活動で顔見知りになる大切さ

地震の体験を通して当該地域の委員が実感したことは、担当地域の住民の方と普段からあいさつをして顔見知りになっておくことで、災害時にも声のかけ合いがスムーズになったということでした。また、台帳調査は、地域の住民の状況を把握する機会ともなります。こうして、日頃から関係ができていれば、困った時には民生委員・児童委員に相談しようと思ってもらえるようになります。

日頃の活動から地域の住民とよい関係を作っておけば、災害のような非常時にも住民のそばにいるという立場を活かし、まずは声をかけ合い不安を和らげることが出来ます。それが、民生委員・児童委員にできるもっとも大切な役割であるとのことでした。

日常生活の状況	1.自立：ほぼ自分で行えるし、外出も一人でできる。 2.補助：家の中の生活は困難行っているが、介助なしでは外出できない。 3.おたきり：家の中の生活でも何らかの介助を要し、ベッドの上での生活が主である。		
健康状態	1.健康 2.通院治療中（往診を含む） 病名： 氏名		
避難所での 承諾者氏名	最寄りの避難所 定先	(小学校・中学校・公民館・)	
民生委員氏名	区第	地区民協	校区
確認 緊急連絡システム (いずれかに○)	あり	なし	
確認 日常生活用具備付 (該当に○)	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
確認 防火訓練の是非 (いずれかに○)	承諾する	承諾しない	
備考			

台帳には高齢者用と障害者用があり、希望する緊急連絡先、障害や日常生活の状況、最寄りの避難予定先などを確認する様式になっている

「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」 に期待すること

名寄市立名寄短期大学教授 岡部和夫

災害は忘れた頃にやってくると従来から言われていますが、近年の災害は忘れた頃ではなく、次から次へと連続してやってきているともいえます。しかも、わが国のみならず世界的に広がっており、その災害も我々の予想をはるかに超え、人々の生命や暮らし、財産を巻き込んだ大きな災害となっています。

今でも忘れられないのは、11年前（1995年1月）の阪神・淡路大震災です。多くの人々が家族、友人、知人を亡くし、家屋や道路が破壊されました。地域が壊れ、過酷な避難生活、不足する水と食糧、交通マヒ、病気、失職、そして孤立、自殺などを目のあたりにし、自然の猛威に呆然と立ち尽すとともに、人間の非力を感じるばかりでした。また、近年では新潟中越地震や福岡県西方沖地震による災害、台風・高潮による水害、厳寒期の雪害などが起きていますが、地域住民生活を脅かす自然災害は、いつ起きるとも限らない逼迫した課題となっています。猛威を振るう自然災害は無くすことはできませんが、ふだんから災害に備えて防災や減災への取り組みを重ねておくことは非常に重要であり、地域住民にとっても大きな関心事となっています。

こうした時に、全国民生委員児童委員連合会が民生委員制度90周年記念事業の全国一斉活動として「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、災害に備えた取り組みを展開することになったのは、誠に時宜を得た意義深いものであり、民生委員・児童委員としての心意気が響いてくるような思いがしております。スローガンとしても利用されている本運動名には、特に「一人も見逃さない」とする、人々の命の尊重と尊厳を第一義的に考えられていることが伝わってきます。

民生委員・児童委員が地域の中にあって、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭、虚弱な高齢者夫婦世帯や障害者の方々とともに日常的に見守り活動・支援を深めながら、万一の災害に備えて、いつでも避難時の支援体制が機能し、地域住民をはじめとする機関・団体との助け合いネットワークづくりが確実に整備されていくとすれば、これは地域住民にとって何よりも安心であり、安全を確保するうえで重要な鍵となっていくことでしょう。福祉サービスや支援を必要としている方々が不安な状態にあるとき、最も頼りになる隣人であり、心から支えてくれる人として民生委員・児童委員の活動や存在は本当に大きなものです。

この運動の大きな特徴は、民生委員・児童委員自身がまず災害に対する知識を蓄え、事前の実践的学習を基礎としている点です。そして、状況に応じて段階的（ステップ1～4）に発展させ、地域住民の安全と安心を確かなものにしていくこととしています。この運動を通じ、災害時の要援護者の支援ニーズを、いざという時に関係機関・団体や自主防災組織、近隣住民やボランティア等に確実に結びつけるための日頃の連携の強化、そして、不安に陥る住民の「心の支え」となるための民生委員・児童委員による活動が全国各地に広がり、そしてわがまちこそ「安心と安全のまち」とであると宣言できるような福祉コミュニティが創造されることを心から期待しています。

民生委員制度創設90周年記念事業 全国一斉活動 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」

実施要綱

1. 趣旨

平成16年には新潟中越地震をはじめ、台風による水害、高潮災害などの自然災害により、各地で多くの被害が発生しました。また、平成17年には福岡県西方沖地震や台風14号による風水害、平成18年初めには雪害が、各地に大きな被害をもたらしました。

こうした自然災害時においては、自力での避難・移動が困難な高齢者、障害者などの方々に対する、近隣住民による災害時の安否確認や避難支援が、まさに生死を分ける重要な支援活動であることが教訓化されてきています。

このたび民生委員制度創設90周年をむかえるにあたり、全国22万7千人の民生委員・児童委員が一斉に行う「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」（以下、「運動」）として、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者、子育て家庭等の要支援者に対しての日常的な見守りと生活の支援を通し、自然災害時における安否確認行動に向けた取り組みについても日頃から整備することをすすめることとなりました。

災害時におけるニーズ把握や、地域コミュニティによる安否確認体制・支援体制の構築、防災・減災に向けた啓発活動などを通して、地域住民や関係機関と連携・協働した安全で安心なまちづくりをすすめることをめざします。

2. 主唱

全国民生委員児童委員連合会

3. 「運動」の内容とねらい

(1) 内容

自然災害に備えるための取り組みとして、民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の役割や特徴を活かしつつ、単位民児協独自のルールづくりや、地域住民、関係機関・団体と連携した取り組みの強化を図ります。

具体的な活動内容については、後述の例を参考にしつつ、それぞれの民児協で選定・考案し、取り組んでいただきます。

(2) 「運動」の3つのねらい

この「運動」は、以下の3つのねらいに基づいています。

- ①民生委員・児童委員が日常的に見守り活動等支援を行っている中から、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者、子育て家庭等について、自然災害時の安否確認行動を日頃から整備することにより、避難時の支援に役立てる。
- ②日常的な活動と小地域ネットワークづくりを進める中で、災害発生時等に、要支援者に対し民生委員・児童委員や民児協がどのように支援活動を行うかを周知するとともに、当該地域で受け合いができるよう、その意識啓発と関係団体・機関・住民間のネットワークづくりをめざす。
- ③災害発生といった緊急時にも民生委員・児童委員や民児協は頼れる存在であるということ、日頃からの整備を通して地域住民や関係機関・団体に周知し理解を図るとともに、全国各地において一斉に住民の目に伝えるかたちで活動を行うことで、民生委員・児童委員の役割と活動内容を一層広く国民や社会にアピールすることとする。

(3) 「運動」の実施期間

平成18年4月から平成19年9月まで

(4) 「運動」の名称・スローガン

「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」

【解説】

災害時において民生委員・児童委員や民児協が持つ情報は、要支援者の避難・救援活動上、非常に大きな意味を持つものです。

例えば、日常的な活動の中で、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害者、子育て家庭、また、地域の中で孤立している人々など民生委員・児童委員が持つ要支援者の情報は、民生委員・児童委員や民児協が発信して有用となり、自然災害発生時の安否確認やスムーズな地域避難・救援活動に

役立つこととなります。この発信を地域の関係機関・団体・住民のネットワークに確実かつ確につないでいくことが、一人も見逃さない運動としての有効性を発揮するものです。

このスローガンは、支援を必要としている地域住民の情報を確実に行政等につなぐことを出発点に、地域コミュニティを活かしての住民の安全と安心を確保していくことをめざすものです。

(5) 「運動」を進めるために

本「運動」を進めるためには、単位民児協等民児協組織としての日頃からの話し合いや学習、研鑽が基礎となります。

例えば、委員自ら自然災害に関する知識を学び、①まず本人や家族が安全でいられる備えを身に付ける、さらに、②いざという時の委員間の伝達方法や災害時の要支援者への安否確認等のための緊急連絡方法に関する整備を行う、また、③災害時に必要な要援護者情報を行政等関係機関・団体に確実につないでいく方法等について委員間で協議や研修を重ねていく、といったことをめざします。

こうした具体的なルールづくりによって、日頃からの備えの整備がすすむこととなります。

なお、本「運動」の「単位民児協（市区町村民児協）における取り組みステップ」は後述のとおりです。

(6) 各民児協組織における活動内容決定の方法

単位民児協ごとに、取り組みのテーマを設定していただき、展開する方法を中心としています。

ただし、市区町村民児協（あるいは都道府県・指定都市民児協）等で大枠としての「当該地域における取り組み統一テーマ」を設け、それに基づく具体化として、単位民児協が各々の地域で活動を展開していく方法もあります。そのテーマ設定方法と実施方法については、都道府県・指定都市、市区町村民児協等の判断とします。

4. 「運動」推進のために役立てていただく提供ツール

[平成17年度]

◇「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実施要綱」

配布は「単位民児協会長のための情報誌 View」への綴じ込み方法により、単位民児協会長宛てに行

います。

◇「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実践の手引」

過年度に被災地で支援活動をされた民生委員・児童委員（民児協）の災害支援に関する活動内容や、普段から災害に備えて展開している民児協の活動について事例をまとめ、単位民児協等へ配布します。

◇各都道府県・指定都市民児協等にて使用する「マスクミへの活動PR用資料（原紙雛型）」の配付

[平成18年度]

◇「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 取り組み紹介ビデオ」

本事業に関する民児協の取り組みを取材し、映像としてまとめたビデオやDVDを市区町村民児協等に配付します。

◇「災害時における民生委員・児童委員活動 参考資料」

「単位民児協会長のための情報誌 View」の誌面活用により、単位民児協会長宛てに情報提供する予定です。

[平成19年度]

◇「『民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動』実施に関する数量調査ならびに活動事例中間報告書」

調査は単位民児協に対し平成18年秋頃に実施します。中間報告を制度創設90周年記念 全国民生委員児童委員大会等にて行います。

◇「『民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動』事業報告書」

単位民児協等に配付します。

◇各都道府県・指定都市民児協等にて使用する「マスクミへのPR用事業報告書（原紙雛型）」の配付

5. 「運動」推進上の市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協、および全民児連の役割

[市区町村民児協の役割]

◇当該市区町村内の本「運動」の主唱団体として、それぞれの単位民児協等が活動を行うにあたっての相談や各種サポート、それぞれの進捗状況の把握・確認を行います。

◇平成18～19年度に行われる各種研修会において「民生委員・児童委員による災害時の要援護者支援

と災害に備えた取り組みのあり方」等をテーマとして、学習や活動報告、情報交換が深められるような内容を盛り込んで開催します。

[都道府県・指定都市民児協の役割]

- ◇当該都道府県・指定都市内の本「運動」の主唱団体として、それぞれの市区町村民児協、単位民児協等が活動を行うにあたっての本事業の広報啓発、「運動」実施上の相談や各種サポート、各地の進捗状況の把握・確認を行います。
- ◇平成18～19年度に行われる大会・各種研修会において「民生委員・児童委員による災害時の要援護者支援と災害に備えた取り組みのあり方」等をテーマとして、学習や活動報告、情報交換が深められるような内容を盛り込んで開催します。
- ◇単位民児協会長会議等において、本「運動」推進のための動機づけや推進上の参考となるような地域実践報告、講義等を取り入れるように努めます。
- ◇マスコミに対し、当該都道府県・指定都市下の民児協の防災・減災に関する実践活動のPRを行います。

[全民児連の役割]

- ◇本「運動」を展開していくための各種ツールを作成

し提供します。

(前出「4.『運動』推進のために役立てていただく提供ツール」を参照)

- ◇平成18～19年度に全民児連が行う全国大会・各種研修会において「民生委員・児童委員による災害時の要援護者支援と災害に備えた取り組みのあり方」等をテーマとし、学習や活動報告、情報交換が深められるような内容を盛り込み、開催します。
- ◇各ブロック民生委員・児童委員関係事業会議においても、共通協議題として取り上げていただきます。
- ◇平成19年度に全国の「運動」の内容等を集約し、その結果をもって「制度創設90周年記念 全国民生委員児童委員大会」での公表や、関係方面への広報に努めます。

6. 連絡先

最寄りの都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会
または

全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部

TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748

E-mail : z-minsei@shakyo.or.jp

「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」 単位民児協（市区町村民児協）における取り組みステップ

それぞれの単位民児協の実情に応じ、例えばこれまでに自然災害に備えた活動を特に行っていない民児協においては、これを機として災害に備える相互認識と情報・意見交換、学習などから開始し、実施期間中に下記の「ステップ2」までを必ず取り組むようにしましょう。

また、すでに活動を行っている民児協は、「ステップ3」以降の、さらに充実した幅の広い活動が展開できるよう、新しい活動メニューへの取り組みをめざしましょう。

起 点

委員自らの安全確保の点検

- (1) 民生委員・児童委員が自ら自然災害に対する備えを有しているかどうか、確認する。（「運動」

の第1歩は、委員自らと家族の安全への備えから）

取り組み例

- ・避難時に持ち出す物品の常備とその定期確認
- ・家具等転倒防止等の工夫
- ・近隣の避難場所とルートの確認
- ・安全確保や災害時の家族間の連絡方法に関する申し合わせ
- ・その他、災害時に必要な心得の確認

ステップ1

災害に備えての話し合い・学習

- (1) 民児協として、上記「起点」にある民生委員・児童委員一人ひとりの安全確保について協議し、確認し合う。
- (2) 民児協として、災害時に民生委員・児童委員が

行うべき支援の内容や求められる行動、実施上の課題等について協議し合う。

- ①日常的に見守りや支援をしている高齢者等の災害時のニーズや、災害時に民生委員・児童委員、民児協として取り組むべき課題について協議する。
- ②下記「ステップ2、3、4」に向けて、当該単位民児協として取り組む目標、活動を計画化する。
- ③計画化にあたっては、
 - ア) 他地域の民児協における実践事例（活動）等の学習
 - イ) 当該地域の行政や社会福祉協議会等が設けている、災害対策や取り組みに関する内容の確認
 - ウ) 過年度に当該地域において災害があった場合の、当時の民生委員・児童委員の取り組みや対応内容の振り返りと分析
 - エ) 平成18年度 民生委員・児童委員の日活動強化週間（平成18年5月12日～18日）を活用しての事業立案や活動実施等の重点的な取り組み等を行い、本「運動」の取り組みの平成18年度、平成19年度の年次目標とスケジュールを立てる。
- (3) 民児協として、一般的な災害や防災対策等について学習する。

ステップ2

災害に備えた民児協組織強化のための取り組み

- (1) 災害発生時に活かせる民児協（民生委員・児童委員間）の緊急連絡網とその方法を確立し、点検する。また、それを使用し、実際に行ってみる。
（さらに、電話不通、交通網寸断等の状況下で実施可能な別の連絡方法等も検討する）

ステップ3

単位民児協（等）ごとの地域実践活動

- (1) 民児協として行う、災害に備える活動の立案と実践
※民生委員・児童委員が日常的に見守り活動等支援を行っている中から、ことに高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害者、子育て

家庭など、災害時の安否確認が必要な人々、避難時の支援が必要な人々への支援を中心とする。

取り組み例

- ・災害時の要支援者のための支援ニーズ個別調査の実施
- ・一人暮らし高齢者等への災害意識調査の実施
- ・災害時に要支援者を支援するためのマップづくり
- ・災害時の要支援者（虚弱高齢者や身体障害者等）の避難路の自主点検活動
- ・市区町村・単位民児協としての「民生委員・児童委員の災害対応活動マニュアル」の作成
- ・単位民児協としての防災訓練の実施や地域避難訓練への参加
- ・避難先マップや啓発用パンフレット等の配付
- ・障害者のための避難所移動支援訓練の実施
- ・福祉施設避難訓練への協力
- ・災害発生時に活用できる、安否確認と被災時の生活状況把握のための「要支援者カード」の作成
- ・地域の子育て家庭等との、避難想定サバイバル・キャンプの実施 等

ステップ4

関係機関・団体とのネットワークと防災組織づくり

- (1) 地域の社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、行政、消防署等と、災害に備えるための話し合いを行い、連携体制を構築・強化し、関係づくりを深める。

取り組み例

- ・災害時の要援護者支援のための、市町村福祉行政部門や社会福祉協議会、地域の自主防災組織等との懇談・会合等による体制整備（災害時の行政や社会福祉協議会等との連絡体制・方法の構築・確認等を含む）
- ・災害時等に要する「要支援者情報」についての、行政や地区社会福祉協議会、自治会等との取り扱いルールの設定
- ・災害発生時の学校、保育所等地域の児童関係機関・施設等への支援関係・体制づくり
- ・災害時の要援護者支援等のための市区町村行政等への意見具申 他



民生委員制度創設90周年記念事業

民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動
実践の手引

全国民生委員児童委員連合会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6747

執筆・編集協力／宇都宮短期大学専任講師 西尾敦史氏
発行／2006年3月31日
本書の内容は民生委員・児童委員、民児協でご利用の限り転載可。
学習・研修等にご活用ください。